# 第2章 下水道排水設備に関する法制

# 第1節 排水設備に関する法制の概要

## 1 用語の定義

下水道排水設備の関係法令で規定する主な用語の定義を以下に示す。なお、法令の名称は、次のように略して記す。

法 : 下水道法 (昭和33年法律第79号)

施行令 : 下水道法施行令 (昭和34年政令第147号)

条 例 : 小牧市下水道条例 (昭和61年条例第38号)

条例規則 : 小牧市下水道条例施行規則 (昭和61年規則第22号)

指定店規則:小牧市下水道排水設備指定工事店規則(平成10年規則第26号)

## (1) 下 水

## (法第2条第1号)

生活若しくは事業 (耕作の事業を除く。) に起因し、若しくは付随する廃水 (以下「汚水」という。) 又は雨水をいう。

第1章、第3節、「1「下水」の定義」(P.7)で詳述した。

## (2) 下水道

#### (法第2条第2号)

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設 (かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設 (屎尿浄化槽を除く。) 又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

## (3) 公共下水道

### (法第2条第3号)

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

## (条例第3条第4号)

法第2条第3号に規定する公共下水道で、市が設置するものをいう。

市が公共下水道を設置するためには、法第4条以下の規定に基づき、事業計画を定めなければならない。(第1章、第4節、P.18参照)

市は、事業計画が定められた区域において公共下水道を建設する。

### (4) 終末処理場

### (法第2条第6号)

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

## (5) 排水区域

### (法第2条第7号)

公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。

## [参考] 法第9条第1項

公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

### (6) 処理区域

## (法第2条第8号)

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条 第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。

## 〔参考〕法第9条第2項

前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

### (7) 排水設備

## (法第10条第1項) (抜粋)

(略) その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)(略)

## (条例第3条第6号)

法第10条第1項に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。

下水道法では、排水区域内の土地・建物等の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠及びその他の排水施設を「排水設備」と称することとしており、単なる排水管渠の総称である排水施設とこれを区別している。

## 2 公共下水道の供用開始の公示

### (1) 供用開始に伴う義務等

法第9条に定める供用開始及び処理開始の公示は、公共下水道が使用できるようになったこと、終末処理場により下水が処理されるようになったことを一般に知らせるばかりでなく、下水道の目的を達成するため、供用開始区域内の市民や事業所などに対して、次のような義務等を課すものである。

- ① 排水設備の設置義務(法第10条)
- ② くみ取り便所を水洗便所 (汚水管が公共下水道に連結されたもの) に改造する義務 (法第

11条の3)

- ③ 建物を新築、増改築する場合、水洗便所以外の便所としてはならない義務(建築基準法第31条)
- ④ 下水道使用料の徴収(法第20条、条例第15条)

### (2) 供用開始の公示とその内容

住民や事業所が供用開始に伴う義務を具体的に実施するためには、その義務が発生する時期 や対象となる区域の範囲が明示されなければならない。これについての制度が、法第9条に定 める公示の制度であり、この規定を受け同法施行規則第5条において、排水区域に関する公示 事項として次の2項目を掲げている。

- 1) 供用を開始しようとする排水施設の位置
- 2) 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

さらに処理区域に関しては、「下水の処理開始の公示事項に関する省令(昭和42年厚生省・ 建設省令第1号)」第1条において、「終末処理場の位置及び名称」を公示事項として規定して いる。

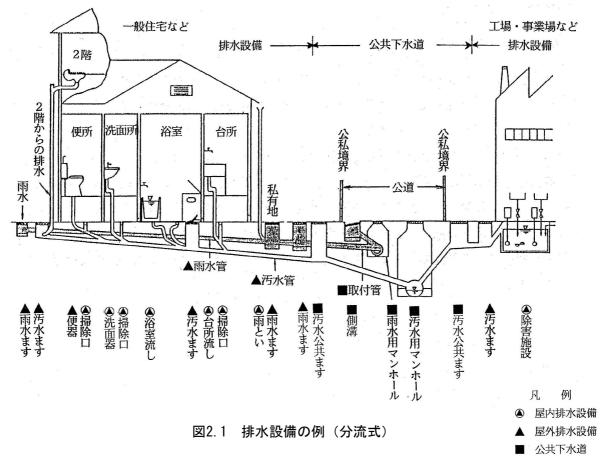
公示は、法第9条第1項の「排水区域の供用開始」と同条第2項の「処理区域の処理開始の公示」とに分けられるが、これらを一つの公示で行なうことは差し支えないものと解されている。

本市においては、供用開始(排水区域)の公示と処理開始(処理区域)の公示を一つで行い、 また、その方法は、小牧市公告式条例(昭和30年条例第3号)の規定によるほか、小牧市広報へ の登載、下水道課での縦覧などによることとしている。

### 3 排水設備の範囲

排水設備の範囲については、一般的な定義としてではなく、どこまでが排水設備なのかが問題となる。法第10条第3項では、「排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。」となっており、敷地内で発生する下水を排除する排水設備は、下水道法と建築基準法が関連してくることになる。

建築関係法令等を考慮すると、汚水を排除する排水設備は、水道の給水用具を受ける設備、すなわち給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除外施設を含む。ただし、水洗便所のタンクは、機能上、便器と一体となっているため、排水設備として取り扱う必要があり、また、洗濯機及び冷蔵庫等は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備とする。雨水を排除する排水設備は、雨水が雨水を受ける設備に達したところから公共下水道に流入するまでのすべての施設を含み、ルーフドレイン、雨どいから雨水ます、又は屋外の排水管に至るまでの排水設備も含むものとする。



### (公共ますの設置場所と管理区分)

排水設備のうち主要なものは排水管と「ます」であるが、このうち「ます」については、通常の「ます」と「公共ます」とがあり、いずれもその機能・役割は共通しているが、資産上、管理上等の取扱いが大きく異なる。

「公共ます」は、排水設備と公共下水道との接続点に相当するもので、本来、公道と民地との境界に設置されるものである。しかし、実態としては大きく分けて、公道上に設置される場合と宅地内設置を原則とする場合とがある。さらに、その設置者についても、地方公共団体とするものと個人とするものとがあり、また資産上の取扱いについても差がみられ、一概にどの方式が正しいと判断することはできない。

本市においては、汚水公共ますは、原則として宅地内に市が設置し、市の資産として維持管理 の責任を負うものとしている。

## (ディスポーザについて)

ディスポーザは、家庭の台所や飲食店の一層房から発生する生ごみを破砕し、そのまま下水道に流せるため、悪臭や害虫の発生を防ぎ、ごみ出しの手間がなくなるなどの利便性から社会的関心が集まっている。しかし、ディスポーザの使用により公共下水道に流入する汚濁負荷が増大することから、その設置の可否については下水道管理者がそれぞれの下水道事業の状況及び地域的な特性等を勘案し定めるものとされている。

本市においては、条例、要綱等では規定していないが、直接投入型(単体)ディスポーザは使用禁止とし、「ディスポーザ排水処理システムーディスポーザ部・排水処理部ー暫定規格 JSWAS

K-18-2012」に適合した「ディスポーザ排水処理システム」については、適切な維持管理がなされることを条件に、排水設備としての申請に基づき設置を認めている。

## 4 排水設備の設置及び構造上の基準

排水設備は、土地や建物等からの下水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するものでなければならない。排水設備がこのような役割を果たすよう、その設置及び構造上の基準について法規制が行われ、法第10条第3項において、「建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。」と規定している。

建築基準法の規定としては、第19条第3項において、「建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。」と規定しており、さらに、法第10条第3項で定める政令の基準が適用されることとなる。

この「政令で定める技術上の基準」は、法施行令第8条に細かく定めており、その内容は次のようになっている。

第1号 排水設備は、条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。

この規定について、条例第4条では、汚水及び雨水それぞれ別個の「公共ます等」に固着させること(第1号)、接続箇所及び工事の方法は、規則の定めによること(第2号)を規定している。

- 第2号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 第3号 排水設備は、耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとすること。ただし、 雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するもの とすることができる。
- 第4号 分流式の公共下水道の排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 第5号 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- 第6号 排水管の内径及び排水渠の断面積は、条例で定め、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

この規定について、条例第4条第3号(汚水)及び第4号(雨水)で排水管の区分毎の 内径を定めている。

- 第7号 汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。
- 第8号 暗渠の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールを設けること。
  - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
  - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。
  - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内の箇所
- 第9号 ます又はマンホールには、ふたを設けること。
- 第10号 ますの底には、雨水を排除するますにあっては深さが15センチメートル以上のどろた ... めを、その他のますにあっては、その接続する管渠の内径に応じ相当の幅のインバートを設けること。

第 11 号 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が 生じないようにするための措置が講ぜられていること。

なお、上記基準に関する法令の違反については、法第38条第1項の規定により、公共下水道管理者が必要な措置を命令し、その命令に対する違反があってはじめて法第46条の罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が適用される。

## 5 排水設備の設置義務

### (1) 設置義務者

排水設備の設置については、法第10条第1項において、「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、・・・・・・・排水設備を設置しなければならない。」と規定している。

排水設備の設置義務を負う者についても、法第10条第1項において規定され、次のとおり三つの態様に分けて定められている。

1) 建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者

土地に建築物が建てられている場合、考えられる関係者は多岐にわたり、土地及び建物それぞれについて所有者及び占有する権原を有する者(所有者との関係で法律上又は契約上使用する権利を有する者)が別人である場合があり、複雑な法律関係が存在することが多い。排水設備の設置義務については、これらを建築物の所有者に限定し明確化を図っている。ただし、実際には、借家人が家主の了解を得て設置することは可能であり、また、家主が設置した場合には、その費用を借家人に転嫁することが考えられる。これらは民事上の措置として、当事者間の自由に任せられているものである。

- 2) 建築物の敷地でない土地にあっては、当該土地の所有者 建物が建てられていない場合は、土地だけに関するものであり、単純に土地の所有者とさ れている。
- 3) 道路その他の公共施設(建築物は除く。) の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者

道路等の公共施設においては、管理者以外の者が土地の所有権を有する場合、その所有権の行使が公法上極めて制限された範囲内においてしか認められないのが通例であるため、管理者が所有権を有する場合はもちろん、借地権を設定して当該公共施設を管理している場合においても、管理者に排水設備の設置義務を課すことが適当としたものである。

## (2) 改築、修繕及び清掃等の義務者

排水設備の改築又は修繕は、設置の延長線上の行為と考えられるため、法第10条第2項では、 第1項の規定により設置義務があるとされた者が行うべきものとしている。

ただし、清掃その他の維持行為は、当該土地の占有者が行うべきものとしている。なお、道 路等公共施設の場合は、当該公共施設の管理者が行うこととなる。

## (3) 設置義務の免除

法第10条第1項では、設置義務について規定するとともに、「ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。」とのただし書きを設け、例外としてその義務が免除される場合のあることを規定している。

公共下水道管理者の免除の許可は、下水道の制度の根幹に関わるものであることに鑑み特に 慎重な判断が必要であり、実際の免除の措置にあたっては他の設置義務者との間に公平性が担保されなければならない。

本件については、国の通達(「下水道法第10条第1項の運用について」昭和38年2月8日建設省都発第19号)が出されており、許可する際の判断基準が次のように示されている。

- 1) 許可によって河川、海域等の公共用水域に放流される排水の水質が、法第8条及び施行令第6条に定められた公共下水道からの放流水の水質基準に比して同等以上であること。
- 2) その排水水質が将来にわたって保障されると判断しうること。
- 3) 将来の排水水質を確保するため、定期にその水質の状態を公共下水道管理者に報告することを条件として附すべきこと。

なお、この許可にあたっては、免除を受ける工場又は事業場の付近に直接排出することができる適当な公共用水域があることが必要であり、その排出水は、水質汚濁防止法上の水質規制の対象となる。これは、公共下水道の雨水渠に排出する場合においても同様である。

### 6 排水に関する受忍義務

法第10条において排水設備の設置が義務づけられているが、これを徹底するためには、その義務者が、土地の状況その他やむを得ない事情のため、他人の土地又は他人の設置した排水設備を使用しなければならない場合、法律上これが保障されていなければならない。このため、法第11条に「排水に関する受忍義務」の規定が設けられている。

法第11条第1項では「排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。」と規定している。

なお、「この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。」と規定し、また、第2項では「他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。」と規定されている。

さらに、第3項では、他人の土地に排水設備を設置できる者等の他人の土地の使用権を認める とともに、この場合には、「あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。」 こと、及び第4項において、その結果「他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通 常生ずべき損失を補償しなければならない。」と規定している。

この「通常生ずべき損失」とは、単に布設時に与えた損害のみならず、「当該土地に・・・・・ 恒久的設備が敷設され、かつ将来にわたりその保守等のために当該土地の所有権が制限される以 上・・・・・償金を払うことを要する。」(判例)とされており、土地収用法(昭和26年法律第219 号)第80条の2、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱等が算出基準とされる。

## 7 排水設備の工事計画の審査・確認及び完了検査等

#### (1) 工事計画の審査・確認

下水道の排水設備の設置については、下水道法及び政令等で細かく規定されているが、これを事前に確認する手続きが工事計画の事前審査及び確認であり、また工事完了に際しての完了

検査である。

工事計画の事前審査及び確認については、条例第6条第1項で「排水設備等の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。」と規定している。

また、条例規則第4条において、その申請書の記載内容及び添付書類を定め、同条第3項で「排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の計画の確認を受けた後でなければ、実施してはならない。」と規定している。

なお、除害施設の設置についても関係機関と協議のうえ、前記と同様に市長の確認を受けなければならない。

## (2) 工事の完了検査

排水設備の設置が関係法令の規定に適合するものであるかどうかのチェックは、上述の事前 審査のみでは必ずしも十分ではなく、工事の完了時点で、さらにこれを確認することが重要で ある。

これについて、条例第7条第1項では、「排水設備等の新設等を行った者は、当該工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、・・・・・・検査を受けなければならない。」とし、また、同条第2項で「市長は、・・・・・・法令の規定に適合していると認めたときは、・・・・・・検査済証を交付するものとする。」と規定している。

検査の主要項目は、概ね次のとおりである。

- 公共ますへの取付け状況
- ② 汚水ます、雨水ますの設置状況、構造等
- ③ 排水管の設置状況
- ④ トラップの設置状況、機能
- ⑤ 確認申請設計図面との整合
- ⑥ 雨水、汚水の誤接続の有無

検査の結果、改善を要する箇所があるときは、施工した指定工事店に改善を指示する。

## (3) 使用開始等の届出

公共下水道の供用が開始され、排水設備が設置されて、これを使用して下水を流入させると きには、使用者はその内容を公共下水道の管理者に届け出なければならない。

条例第14条第1項では、「使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、 又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、市長に届け出なければならない。」 と規定し、条例規則第10条で届出の内容を定めている。この規定の目的は、主として、使用料 徴収開始の時期を明確化することである。

また、法第11条の2第1項においては、「継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して 公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該 下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。」と規 定されている。

この規定は、水質保全規定の整備の一環として、昭和45年に下水道法の一部改正が行われた

際、追加されたもので、水質保全及び公共下水道の維持管理の適正化の観点から、排出される下水の量、水質等をあらかじめ把握し、法第12条(除害施設の設置等)、第12条の2(特定事業場からの下水の排除の制限)及び第12条の10(除害施設の設置等)の規定による指導、あるいは第13条の規定による排水設備等の検査など、必要な措置を適正に行っていくために設けられたものである。

なお、昭和48年には、汚濁原因者負担金の新設(第18条の2)とともに、第11条の2に第2項が追加され、第1項に該当しない者についても、特定施設の設置者である場合は、使用開始の時期を届け出るべきことを規定した。さらに、平成11年には、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設が追加された。

特定施設設置の場合には、法第12条の3の規定により、特定施設の種類、構造、汚水の処理の方法等も届出対象とされており、この第11条の2第2項は、使用開始の時期のみを補完的に規定したものである。

## 8 排水設備工事の施工者(指定工事店制度)

### (1) 指定工事店制度の意義

排水設備は、下水道を使用する者が自己の責任において設置すべきものとされており、これを適正に設置することが義務づけられている。このように排水設備は、住民の私的設備と位置づけられてはいるが、それが公共施設である公共下水道に直接影響するものであるため、その設置については、前述のとおり、下水道法及び同法施行令等において規定が設けられているほか、本市においても条例、規則等により一定の基準を定めている。

本市の条例においては、第8条で「排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者で、規則で定めるところにより市長が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。」と規定している。これは、排水設備から排除される下水が、公共下水道の施設を使用することになることに鑑み、その適正な施工を確保するために規定したものである。

排水設備の工事は、専門的な技術を伴うことから住民自ら施工することは困難であり、通常、工事業者に請負わせて施工させることになる。このため、排水設備工事について専門的技術を有し、かつ、市の監督の下にこれらの基準を熟知し、これを遵守する責任を有する工事業者をあらかじめ定めておくこととしている。「指定工事店制度」は、このような目的で定められたものであり、住民がこれらの指定工事店に工事の施工を依頼することによって、適正な排水設備が設置される仕組みとなっている。

このような排水設備工事の技術的適正施工は、「排水設備責任技術者」の制度で確保されることになっており、工事業者を単位として指定し、その指定要件の一つとして責任技術者の専属を義務づけている。指定工事店は、施工を依頼する住民を保護するため、工事を適正に施工し得るという技術的能力のほかに、請負契約を誠実に履行できることが必要であることから、市は常に指定工事店を監督し、必要な場合には指導又は処分を行う。

### (2) 指定工事店の責務及び遵守事項

指定工事店は、住民の発注に基づき排水設備工事を適正に設計・施工するものであるので、

排水設備等計画確認申請に必要な設計図書を作成し、これが技術面や法令、住民(発注者)の 意向等を正しく反映したものであるかどうかについて、市(下水道課)の審査を受けることに なる。

指定工事店の責務及び遵守事項については、指定店規則第6条第1項及び第2項で次のよう に規定している。

- 1 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に工事を施行しなければならない。
- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
  - (2) 適正な工費で施行し、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を 明確に示すこと。
  - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
  - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
  - (5) 工事は、条例第6条に規定する排水設備等の工事の計画に係る市長の確認を受けたものとすること。
  - (6) 工事は、責任技術者の監理の下において設計し施行すること。
  - (7) 工事が完了したときは、責任技術者の立会いの上、完了検査を受けること。
  - (8) 前号の検査の結果、工事が不完全と認められたときは、速やかに改修すること。
  - (9) 災害等緊急時に排水設備等の復旧に関して市長からの協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。
  - (10) 業務に関する帳簿を備え、これに排水設備等の工事の施行状況及びその他の事項を記載しておくこと。

指定工事店の業務には、設計図書の作成から工事の完了検査の受検立会までが含まれるが、これら工事の施工に直接関連するもののほか、水洗便所の改造等の資金に関する融資制度や補助金制度の情報を住民に提供する業務もある。このように指定工事店は、排水設備の整備を推進する上で重要な役割を担うものである。

## (3) 責任技術者

前項(1)で述べたように、排水設備の工事は専門的な技術を伴うことから、条例及び指定店規則で、排水設備工事の設計・施工に関して一定水準以上の技術を有するものを責任技術者として認定・登録するものと規定している。

排水設備工事の責任技術者認定試験は、愛知県下においては愛知県下水道協会が実施機関となって実施されており、これに合格した者が責任技術者の被登録資格を有する。(指定店規則第12条第1項)

さらに、責任技術者の登録の要件として、指定店規則第13条に以下の各項を定めている。

- 1)被登録資格を有すること。
- 2) 指定工事店と雇用関係があること。
- 3)次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

- イ 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者の登録を取り消された日 から起算して2年を経過していない者
- ウ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

また、責任技術者は、単に設計・施工管理のみでなく、配管施工の面においても一定の技能 を有することが必要となる。

## 9 水洗便所への改造義務

### (1) 水洗便所への改造義務の意義

下水道の役割は、現在では「公共用水域の水質保全」が重要となっているが、「浸水の防除」、「生活環境の改善」と並んで「便所の水洗化」は依然として最も大きな役割の一つである。

公共下水道の処理区域内において、既存のくみ取り便所がそのまま存在することは、公衆衛生の観点から望ましくないばかりか、また一方でし尿収集も継続しなければならないという二重投資を生じ、下水道整備の目的を阻害することとなる。

このため、昭和45年の下水道法の一部改正により第11条の3が追加され、くみ取り便所の水 洗便所への改造義務が明記されることとなった。

## (2) 改造義務に関する問題点

法第11条の3第1項では、終末処理場により下水の処理が開始されると「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、・・・・・公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。)に改造しなければならない。」と規定している。

この条文で注目される問題点としては、まず改造義務を負う者が建築物の所有者となっている点である。特に借家の場合、水洗化の利便を受けるのは借家人であり、所有者である家主に義務づけてもあまり効果がないのではないかという考え方がある。しかし、借家人が行う改造は、単なる修繕の域を超えて、建物の改築にあたる可能性が高く、家主の承諾を得ることが必要となる。借家人と家主との協議により、いずれかが改造するとした場合、最終的には経費負担の問題は私法的に解決され得るものではあるが、単純に家主に義務づけた方が水洗化の進捗に効果的であると考えられる。

ただし、建築物の占有者である借家人が家主との話し合いの上、自ら改造を行うことを妨げるものではないことはいうまでもない。

もう一つの問題点は、浄化槽の問題である。法第11条の3は、「くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者」の水洗便所への改造義務を規定しているのであって、浄化槽を設けて水洗便所としている者の「汚水管が公共下水道に連結されたもの」への改造義務は定めていない。

既存の浄化槽便所については、くみ取り便所に比べ公衆衛生上の支障が少ないこと、設置には相当の費用をかけていることなどの事情から、これを廃止して下水道直結型に切替えることをしないケースが多く、水洗化促進の一つの障害となっている。

しかし、公共下水道の処理区域(公示区域)においては、浄化槽の汚水管は法第10条に規定する排水設備に該当し、遅滞なくこれを公共下水道に接続しなければならないものである。既設の浄化槽を廃止せずに法第10条の規定を遵守するとすれば、その処理水を公共下水道に放流

しなければならないことになるが、それがいかに無意味なことであるかはいうまでもない。

したがって、法律上の義務とはされていないが、できるだけ速やかに浄化槽を廃止するよう 勧奨することが必要である。

## (3) 改造義務の適用除外と違反者に対する改造命令

法第11条の3第3項では、第1項の義務違反に対して、「相当の期間を定めて」改造を命ずることができることを規定している。すなわち、義務違反が直ちに処罰の対象とされるのではなく、改造命令の前提となるに過ぎず、しかも相当の期間をおかなければならないこととしている。

さらに、ただし書きにおいて、この規定の適用除外を次のように定めている。

- 1) 当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合
- 2) 水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合
- 3) その他、当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合

一方、相当の理由のない義務違反者に対しては、上述の改造命令を発する必要がある。この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により、改造命令を発するなど不利益処分をしようとするときは、聴聞等を行わなければならないことになっている。

なお、第4項の規定により、改造命令を発しうる相手方として、3年の義務履行期限経過後 に当該建築物の譲渡があった場合には、その譲受人が対象者となることに留意しなければなら ない。

### (4) 水洗便所への改造に対する援助措置

くみ取便所を水洗便所に改造するときの援助措置について、法第11条の3第5項では、「市町村は、必要な資金の融通又はそのあっせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。」と規定し、また、第6項では、「国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとする。」と定めている。

本市においては、財政的支援措置として、「水洗便所改造資金融資あっせん制度」を定め、 くみ取便所を水洗便所に改造する場合や浄化槽を撤去し公共下水道に接続する場合に改造資金 の無利子融資のあっせんを行っている。(この制度の詳細は、「第5章」で述べる。)

# 表2.1 下水道排水設備関係法令等

項目	下 水 道 法	下水道法施行令(政令) 下水道法施行規則(省令)	小牧市下水道条例	小牧市下水道条例施行規則ほか	要綱ほか
供用開始の公示	第9条(供用開始の公示等) 〔公示事項〕 ・区域 第1項 排水区域 第2項 処理区域 ・供用開始年月日 〔公示の法律的効果〕 ・排水設備設置義務 (法第10条) ・くみ取り便所改造義務 (法第11条の3) ・水洗便所設置義務 (建築基準法第31条)	施行規則第5条 公示事項(施設の位置、合流式・分流 式の別) 処理開始の公示事項等に関する省令 第1条(終末処理場の位置、名称)			
排水設備の定義	第10条(排水設備の設置等) 第1項「その土地の下水を公共下 水道に流入させるために必要な 排水管、排水渠その他の排水施 設」		第3条(用語の定義) 法第10条第1項に規定する排水 設備(屋内の排水管、これに固着 する洗面器及び水洗便所のタン ク並びに便器を含み、し尿浄化槽 を除く)		公共ます: 私有地内に市 が設置、市資産として維 持管理 私道への汚水管布設要 綱
設置等の義務者 (公共下水道の利用 の強制)	第10条(排水設備の設置等) 第1項「土地の所有者、使用者又 は占有者は、遅滞なく・・・設置し なければならない」 ① 建築物の所有者 ② 土地の所有者 ③ 公共施設の管理者				
改築・清掃等の義務	第10条(排水設備の設置等) 第2項 ・改築、修繕・・・排水設備の設置義 ・清掃、維持・・・当該土地の占有者				
設置義務の免除	第10条(排水設備の設置等) 第1項(ただし書)「公共下水道管 理者の許可を受けた場合その他 政令で定める場合」				

項目	下 水 道 法	下水道法施行令(政令)下水道法施行規則(省令)	小牧市下水道条例	小牧市下水道条例施行規則ほか	要綱ほか
排水に関する受忍 義務	第11条(排水に関する受忍義務等) ①他人の土地に排水設備を設置 ②他人の排水設備を使用 ②他人の土地を使用	・損害最小限の原則 ・費用負担の原則 「・事前通告(土地の使用) ・損失補償の義務			
設置及び構造の技術上の基準	第3項 「建築基準法その他の法令の規 定によるほか、政令で定める技術		内径等) 第1号 公共ます等に汚水・雨水 を分離固着 第2号 固着箇所及び工事実施方 法は規則で定める 第3号 汚水排水管の内径 第4号 雨水排水管の内径	の実施及び接続方法) 第1号 公共ます等固着箇所は 下流底より高い位置	小牧市下水道事業排水設備技術基準
工事計画の審査・確 認			第6条(排水設備等の計画の確認) 第1項 「申請書に必要な書類を添付して市長の確認を受けなければならない」 第2項 「前項の申請書類の変更は、あらかじめ届け出て、市長の確認を受けなければならない」	計画の確認申請等) 第1項 「排水設備等計画確認申請 書(様式1)、除害施設計画確 認申請書(様式2)」 第2項 「排水設備等確認事項変更	

項目	下 水 道 法	下水道法施行令(政令)下水道法施行規則(省令)	小牧市下水道条例	小牧市下水道条例施行規則ほか	要綱ほか
工事の設計・施工 (指定工事店制度)			第8条(排水設備等の工事の実施) 「工事は、規則で定める技能を 有する者(責任技術者)が専属す る業者で、市長が指定したもの (指定工事店)でなければ行って はならない」	の指定の申請)、同第3条(指定 工事店の指定) 指定店規則第11条(責任技術者 の登録の申請)、同第13条(責任	
工事の完了検査	第13条(排水設備等の検査) 第1項「公共下水道管理者は、排水設備等を検査させることができる。ただし、居住者の承諾を得なければならない」 第2項「検査を行う職員は身分証明書を携帯し、・・・提示しなければならない」		第7条(排水設備等の工事の検査) 第1項「当該工事の完了した日から5日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない」 第2項「検査済証を交付する」	工事の完了届) 「排水設備等工事完了届(様 式4)」	
使用の開始等の届出	第1項「政令で定める量又は水質 の下水を排除する者は、当該下水	施行令第8条の2(使用開始等の届出を要する下水の量及び水質) 施行規則第6条(使用開始等の届出) 「届出書様式(別記様式第4、第5)」	第1項「使用を開始、休止、廃止、 再開しようとするときは、市長 に届け出なければならない」	「公共下水道使用届(様式第 8)」 条例規則第9条(管理責任者の 選任等の届出)	
便所の水洗化	第11条の3(水洗便所への改造義務等) 第1項3年以内に改造義務第2項新築の場合は建築基準法第31条第1項を適用第3項・期限経過後の改善命令・適用除外及びその理由第5項市町村の援助(資金の融通又はあっせん、紛争発生時の和解の仲介)第6項国による市町村への資金の融通又はあっせん第48条(水洗便所への改造義務等)「(改造)命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する」	→行政代執行		小牧市水洗便所改造資金融資 あっせん及び利子補給に関す る規則	

# 第2節 排水設備の法制等に関するQ&A

### 1 供用開始の公示

供用開始の公示によって生じる義務とはどのようなものか?

法第9条に基づく公共下水道の供用開始の公示により発生する「義務」は、次のとおりである。

▶ 排水設備の設置義務

排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。(法第10条第1項)

➤ くみ取り便所を水洗便所に改造する義務

処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、処理開始の日から 3年以内にその便所を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたもの)に改造しなければな らない。(法第11条の3第1項)

▶ 建物を新築、増改築する場合、水洗便所以外の便所としてはならない義務

処理区域内においては、便所は、水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたもの)以外の 便所としてはならない。(建築基準法第31条第1項)

ただし、工事を施工するために現場に設ける仮設建築物については、適用が除外される。(建築基準法第85条第2項)

## 2 排水設備の設置義務

(1) 排水設備の設置義務を負う者

排水設備の設置義務を負う者は誰か?

排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が、次の区分に従って設置義務を負う。(法 10条第1項)

- ① 建築物の敷地である土地にあっては、建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地(③に掲げる土地を除く)にあっては、土地の所有者
- ③ 道路(道路法による道路)、その他の公共施設(建築物を除く)の敷地である土地にあっては、当該公共施設の管理者

これを借地・借家の場合にあてはめてみると、借地上に自己所有の建物を建て居住している場合には借地人が設置義務者であり、他人所有の建物を借りて居住している場合には家主が設置義務を負うこととなる。

法第10条第1項の規定は、法の運用にあたり、義務者を確定させるための便宜的な措置であり、 土地に関する他の権利者との間において求償関係又は費用の転嫁関係が生ずること(例えば、 家主と借家人の間で、家主が排水設備を設置し、設置費用を借家人に求償(請求)するという 取決めをした場合)は、民事上の措置として当事者間の自由に任せられているものである。

(2) 排水設備を設置しなければならない時期

公共下水道の供用が開始された場合、いつまでに排水設備を設置しなければならないか?

法第10条第1項において、「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水

道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、・・・・・・排水設備を設置しなければならない。」と規定している。この「遅滞なく」の意味は、一般に事情の許す限り最も速やかにということであり、正当な又は合理的な理由に基づく遅滞は許されると解されている。

(3) 排水設備の設置義務を履行しない場合の措置

排水設備設置義務を履行しない場合、どのように措置するか?

設置義務を履行しないときは、監督処分としての設置命令等が行われる。(法第38条第1項) これに違反したときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。(法第46条) また、排水設備設置義務は、行政代執行の方法によることも可能である。

(4) 借地人による排水設備工事の可否

借地人は、地主の承諾を得なければ排水設備設置工事を行うことができないか?

借地に自己所有の建物を有している場合は、借地人が排水設備設置義務者であるが、地主の 承諾なく排水設備設置工事を行うことはできない。地主の承諾が得られない場合、借地人は裁 判所に対する調停の申立てや訴訟の提起などの公的手段により、地主の承諾を強制することが できる。

(5) 私費施工となる排水設備の範囲

排水設備の内、私費で施工する範囲はどこまでか?

一般住宅や工場・事業場などの敷地内(私有地内)で発生する下水を公共ますに流入させる ための排水管やますなどの排水設備が私費施工となる。

汚水公共ますについては、市が施工する。

## 3 排水に関する受忍義務

(1) 受忍義務が生じる条件

排水に関する受忍義務が発生じるのはどのような場合か?

法第11条第1項において、排水設備の設置義務者が「他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流すことが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。」と規定し、土地又は排水設備の所有者に受忍義務を課している。

ここで、「下水を公共下水道に流すことが困難であるとき」とは、周辺を完全に他人の土地に囲まれているときはもとより、他人の土地を利用しなければ著しく不利益となる場合、例えば、ポンプ施設を設置しなければならない場合や排水管を著しく遠回りさせなければならない場合も、これに該当するものと解されている。

(2) 他人の土地又は排水設備を使用した場合の利用料など

他人の土地又は排水設備を使用した場合、補償や利用料は必要か?

法第11条第1項の規定により他人の排水設備を使用する場合、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。(同条第2項)

また、排水設備の設置等のため他人の土地を使用した者は、通常生ずべき損失(設置時に与えた損害のほか、土地の所有権が制限されたことにより生じた損失を含む。)を補償しなければならない。(同条第4項)

法は以上のことを規定しているが、実際に他人の排水設備、土地を利用するにあたっては当 事者間の契約によることが多く、その場合は契約の中で利用料などが決められることとなる。

土地又は排水設備の所有者との契約により、その土地の一部又は排水設備を使用する場合、 契約の形態として、土地の一部又は排水設備の使用貸借、賃貸借、地役権の設定(土地の場合) などが考えられるが、契約形態の違いにより利用料についての取扱いが異なる。

例えば、地役権を設定する場合は、民法(明治29年法律第89号)に利用料についての規定がないため、当事者間の取決めに従うことになる。また、使用貸借では無償であることが定められている(民法第593条)のに対し、賃貸借では賃借料の支払いが契約の要素となっており(民法第601条)、賃借人は、賃借料を支払う義務を負う。支払方法としては、定期払の形で支払われる方法と契約時に一括して権利金の形で支払われる方法があるが、具体的には当事者間の取決めに委ねられる。

## 4 水洗便所への改造義務

(1) 水洗便所への改造義務を負う者

水洗便所への改造義務を負う者は誰か?

くみ取り便所が設けられている建築物の所有者が水洗便所への改造義務を負う。(法第11条の3第1項)

借家人が水洗便所への改造工事を行うケースでは、その工事が修繕か増改築かを明確に判定することが極めて困難であり(増改築とすれば、借家人は原則として工事を行うことができない。)、さらに、増改築については家主の同意を要する特約がなされている例も多いため、家主とのトラブルを生じやすい。また、この場合の改造費用の償還についても、民法及び借地借家法上の問題となる。(民法第608条、借地借家法第33条)

このケースの場合には、借家人は家主と事前に十分協議して、その同意を得たうえで工事を 行うべきである。

### (2)浄化槽の廃止

処理区域内において、浄化槽を使用している者に浄化槽を廃止する義務はあるか?

法第11条の3は「くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者」を対象としており、 浄化槽を設けて水洗便所としている者についての規定は定めていない。また、本市の条例にお いても、浄化槽の廃止義務は定めていない。したがって、法的義務はないといえる。

しかし、公共下水道の処理開始の公示が行われた区域においては、浄化槽といえども、その 汚水管は法第10条に規定する排水設備に該当し、遅滞なくこれを公共下水道に接続しなければ ならないものである。また、処理区域内の浄化槽を廃止しない場合、浄化槽汚泥の処理・処分 など、公共下水道に接続すれば不要となる費用がかかるため二重投資の問題が生じ、さらに、 浄化槽の維持管理が不十分であると環境衛生上の問題を生じるおそれもある。 仮に既存の浄化槽をそのままにして、法の規定を遵守するとすれば、その処理水を公共下水 道に放流しなければならないことになるが、これは全く無意味である。

本市は、浄化槽の廃止について、強力な行政指導を行うとともに、撤去費用の無利子融資制度や雨水貯留槽として再利用する場合の補助金制度を設け対象者を支援している。

## (3) 水洗便所への改造義務を履行しない場合の措置

水洗便所への改造義務を履行しない場合、どのように措置するか?

公共下水道管理者は、水洗便所への改造義務を履行しない者に対し、相当の期間を定めて、 当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が 近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達 が困難な事情がある場合等、当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の 理由があると認められる場合は、この限りでない。(法第11条の3第3項)

この命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられる。(法第48条)

なお、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の要件を充たすときは、公共下水道管理者は、 自ら改造を行い又は第三者にこれを行わせ、その費用を改造義務者から徴収することができる。 (行政代執行法第2条)

# 5 指定工事店の瑕疵担保責任

排水設備工事における指定工事店の瑕疵担保責任とはどのようなものか?

瑕疵担保責任は無過失責任であり、天災による不可抗力や使用者側に故障等の責任がない限り 工事そのものの瑕疵によるものとして、指定工事店は損害賠償等の責任を負う。

民法では、第634条及び第635条において、請負工事契約における請負人の担保責任として、瑕疵修補請求権、損害賠償請求権及び契約の解除権について定めるとともに、第637条第2項で担保責任の存続期間を工事完了時から1年以内と定めている。

指定工事店は、排水設備工事の瑕疵担保責任について1年の保障期間があることを請負契約書 に明記することが望ましい。